新

高知県自然環境保全条例施行規則(抜粋)

本則

(特別地区内の行為の許可基準)

第14条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、別表第1に定めると おりとする。

別表第1(第14条関係)

- 1 工作物を新築することに係る基準
 - (1) · (2) · (4) · (5) 略
 - (3) 次に掲げる工作物の場合

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア~キ 略

ク 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力船(とう載漁船を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。別表第3の1の(6)において同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設

ケ~メ 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第16条 条例第17条第10項第4号の規則で定める行為は、別表第3に

高知県自然環境保全条例施行規則(抜粋)

本則

(特別地区内の行為の許可基準)

第 14 条 条例第 17 条第 6 項の規則で定める基準は、別表第 1 に定めると おりとする。

ΙH

別表第1(第14条関係)

- 1 工作物を新築することに係る基準
 - (1) · (2) · (4) · (5) 略
 - (3) 次に掲げる工作物の場合

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア~キ 略

ク 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力船(とう載漁船(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第2号に規定するとう載漁船をいう。)を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。別表第3の1の(6)において同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設

ケ~メ 略

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第16条 条例第17条第10項第4号の規則で定める行為は、別表第3に

定めるとおりとする。

別表第3(第16条、第33条関係)

1~10 略

- 11 1から10までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - (1) 略
 - (2) 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)<u>第21号第1項</u>の 保護水面の管理計画に基づいて行う行為
 - (3)~(10) 略

12 略

(普通地域内における届出等を要しない行為)

第23条 条例第19条第6項第5号の規則で定める行為は、別表第5に定めるとおりとする。

別表第5(第23条、第33条関係)

1~5 略

- 6 1から5までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
- (1) 水産資源保護法<u>第21条第1項</u>の保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- (2) \sim (5) 略

7 略

定めるとおりとする。

別表第3(第16条、第33条関係)

1~10 略

- 11 1から10までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - (1) 略
 - (2) 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)<u>第 17 号第 1 項</u>の 保護水面の管理計画に基づいて行う行為
 - (3)~(10) 略

12 略

(普通地域内における届出等を要しない行為)

第23条 条例第19条第6項第5号の規則で定める行為は、別表第5に定めるとおりとする。

別表第5(第23条、第33条関係)

1~5 略

- 6 1から5までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
- (1) 水産資源保護法<u>第17条第1項</u>の保護水面の管理計画に基づいて行う行為

(2)~(5) 略

7 略